

物品売買仮契約書(案)

大分市長 足立 信也(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、大分市立学校 GIGA スクール端末(第 8 世代 iPad)等の売買について次のとおり仮契約を締結する。

この仮契約は、大分市議会の議決を得た後、甲が乙に対し本契約を成立させる旨を書面で通知したときに、本契約として効力が生じるものとする。ただし、大分市議会の議決を得られなかったことにより乙に損害が生じて、甲は、一切の責めを負わない。

(目的)

第 1 条 甲は、その所有する別表の OA 機器(以下「売買物品」という。)を売り渡し、乙はこれを買受ける。なお、契約する物品、規格品質、数量は、別表のとおりとする。

(売買代金)

第 2 条 売買代金は、金 円(うち消費税額 円)とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により一括して指定期日までに指定口座に納入するものとする。

(所有権移転)

第 3 条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納し、仕様書「4 付帯作業」の完了を大分市が確認したときに移転する。

(契約保証金)

第 4 条 乙は、仮契約締結後直ちに契約保証金として第 2 条に定める売買代金の 100 分の 10 以上を甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

2 甲は、第 3 条に規定する所有権が移転したとき又は第 6 条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が契約に定める全ての義務を履行し、甲に損害がない場合は、契約保証金を乙に返還するものとする。ただし、売買代金の未払い、損害賠償その他乙が甲に対して負担する義務が残存する場合は、甲は、契約保証金を当該債務に充当したうえで、その残余の額を乙に返還するものとする。

3 第 1 項に定める契約保証金には利息を付さない。

(危険負担)

第 5 条 この契約締結後、売買物品に生じた滅失又はき損その他の一切の損害は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第 6 条 甲は、仕様書「4 付帯作業」に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は乙に対し、補修及び不足分の履行の追完等を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 契約不適合がある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の変更を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の変更を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の補完をしないでその時期を経過したとき。

3 契約不適合が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、甲は前2項の規定による請求をすることができない。

(準用)

第7条 前条の規定は、損害賠償の請求及び契約解除権の行使についても準用する。

(期間制限)

第8条 乙による仕様書「4付帯作業」が契約不適合である場合において、甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の変更の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が所有権移転の時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除権)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。乙はこれを意義なく承諾するものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

- (1) 指定期日までに売買代金が納入されないとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行が終わる見込みがないと認めたととき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたととき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に関し、乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当

該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは違約金を徴収する。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の違約金の額は、売買代金の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は甲の損害賠償の請求を妨げない。

(談合その他の不正行為に対する甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第12条 乙は、前条各号（同条第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定により賠償金を徴収する場合にあっては、第10条の規定は適用しない。

4 乙が賠償金を第1項の規定により甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に、甲の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を乙から徴収する。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲が算出した損害賠償金を甲に支払うものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、第9条及び第11条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には利子を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第4条に定める契約金の差額又は第10条に定める違約金、第12条及び第13条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は甲が指定する。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(遵守事項)

第17条 乙は、この契約に定めるもののほか、「大分市立学校GIGAスクール端末（第8世代iPad）等売却仕様書」を遵守するものとする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(合意管轄)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、大分地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第20条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分市契約事務規則に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定

めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 足立 信也

乙 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

Ⓜ

別表

大分市立学校GIGAスクール端末(第8世代iPad)等売却 対象機器一覧

品名	メーカー	モデル	台数
第8世代iPad	APPLE	Wi-Fiモデル 32GB	30,000
電源アダプタ Lightningケーブル	APPLE	USB-C電源アダプタ Lightning-USB-Cケーブル	—
キーボード付ケース	Logicool	RuggedCombo3	—

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 目的外利用及び提供の禁止

乙は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第4 複写又は複製の禁止

乙は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第5 収集の制限

乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報を収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第6 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第7 持ち出しの禁止

乙は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第8 従事者の明確化

乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければ

ならない。

第9 従事者への監督及び教育

乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第10 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第11 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第12 資料等の返還及び消去

乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第13 契約の解除及び損害賠償

甲は、乙が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第14 報告義務

乙は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について甲に対して定期的に報告しなければならない。

第15 検査

甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、乙及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。